



17年監査公表第2号

から請求のあった事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

平成17年 1月21日

京都府監査委員	林 田	洋
同	明 田	功
同	道 林	邦 彦
同	村 山	佳 也

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求書の提出

請求人 から平成16年11月19日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定により、監査請求書の提出があった。

2 請求人

3 請求の要旨

請求の要旨は、監査請求書によれば次のとおりである。

(1) 請求人の主張

平成16年10月5日付けの読売新聞朝刊をはじめとする新聞記事を事実証明書として添付し、次のとおり主張した。

ア 平成15年度中に捜査活動等のために支出された旅費（以下「府費捜査旅費」という。）について、30所属60係で、各所属の会計担当者が受け取る形で一括管理が行われており、その金額は約2,900万円であった。

イ このうち捜査員に渡された約800万円を除く、残り約2,100万円が班・係単位で運用（以下「係運用」という。）されていたことも明らかにされた。

ウ これら捜査旅費の一括管理と係運用により、府費捜査旅費が本来の目的でない用途に用いられたばかりでな

く、係で運用された金員（以下「係プール金」という。）が私的あるいは不正に流用された可能性も否定できず、京都府（以下「府」という。）は、係プール金について損害を被っている。

(2) 請求人の措置請求

京都府警察本部（以下「警察本部」という。）及び関係職員に対し、平成15年度府費捜査旅費のうち、振込先口座の一括管理と係運用による係プール金の返還請求をするなど、府の被った損害を補填するために必要な措置を取られるよう請求する。

第2 請求の受理

本件請求については、自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理した。

第3 請求人の証拠の提出及び陳述

1 請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、平成16年12月22日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

また、自治法第242条第7項の規定により関係執行機関の職員の立会いを認めた。

2 当日は請求人が出席し、請求の要旨を補完する以下の陳述を行った。なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

(1) 警察本部の内部調査では、不正使用はなかったということであるが、府民一人一人は報道された範囲内ではわからないし、何があったのか、その内訳も何も調べようがない。

内部調査だけではなく、外部の人間が入って監査する必要があると思います、今回の請求に及んだ。

(2) 本当に不正流用はなかったのかどうか、係運用は、私的流用があったのではないかと疑われても仕方ないような管理の仕方である。

仮に不正流用がなかった場合でも、なぜ一括管理のような会計処理をする必要があったのかについて、きちんと究明していただきたい。

3 関係執行機関である警察本部の職員3名が、請求人の陳述に立ち会った。

第4 関係執行機関の陳述

1 自治法第242条第7項の規定により、警察本部に対して陳述の聴取を行うとともに、請求人の立会いを認めた。

2 警察本部の職員4名が出席し、総務部長が請求の要旨に対する以下の陳述を行った。

(1) 警察本部では、国費捜査旅費に係る不適正疑惑が新聞報道された平成16年6月29日に直ちに「予算執行調査チーム」を設置して、国費捜査旅費及び府費捜査旅費の実態調査を進め、平成16年10月4日に開催された京都府議会警察常任委員会において平成15年度の調査結果を報告（以下「警察常任委報告」という。）した。

調査の結果、平成15年度府費捜査旅費については、不正請求はなかったものの、30所属60係に係る府費捜査旅費（以下「60係の府費捜査旅費」という。）の一部が、係運用されていた。

(2) 請求人は、「各部署の会計担当者が受け取る形で一括管理が行われており」と主張しているが、係運用は、いずれも該当係員の同意の下に、当該係の中で指定された捜査員が管理していたものである。

(3) 請求人が主張する「係プール金が私的あるいは不正に流用された」という事実は把握しておらず、「係運用されたことにより府に損害を与えた」という事実はない。

(4) 請求人は「振込先口座が一括管理され」と主張しているが、振込先口座を管理していたのは国費捜査旅費であり、府費捜査旅費ではない。

(5) 平成15年度府費捜査旅費は、京都府旅費条例（昭和25年京都府条例第43号。以下「条例」という。）等に基づき、旅行実態どおり適正に支出されており、適正に支出された60係の府費捜査旅費の一部である係プール金に対する返還請求は、公務で旅行した職員（以下「旅行者」という。）の旅費受給権を不当に侵害する。

3 請求人が、総務部長の陳述に立ち会った。

第5 監査の実施

1 監査対象事項

自治法第242条第2項の規定によれば、正当な理由があるときを除き支出があった日から1年を経過したときは請求できないこととされており、平成15年度府費捜査旅費のうち、平成15年4月1日から平成15年11月18日までの間の支出分については、既に1年を経過している。

しかしながら、警察常任委報告があるまでは請求人は当該事実を知り得なかったものであり、また、当該事実を知り得た日から相当な期間内に本件請求があり、同条第2項ただし書による正当な理由と認められることから、既に1年を経過している支出も監査対象に含めることとし、本件の監査対象事項を次のとおりとした。

(1) 60係の府費捜査旅費が、同条第1項に規定する違法若しくは不当な公金の支出に該当するかどうか。

(2) 係プール金が、同条第1項に規定する違法若しくは不当な公金の支出に該当するかどうか。

2 監査対象部局 警察本部

3 警察本部の補足説明

(1) 国費捜査旅費に係る不適正疑惑が新聞報道された平成16年6月29日に、直ちに総務部長を長とする総勢60人体

制の予算執行調査チームを設置し、国費捜査旅費及び府費捜査旅費の実態調査を精力的に行い、調査結果は、警察常任委報告のとおりである。

- (2) 実態調査は、平成15年度府費捜査旅費を支出した75所属に対して行い、書類調査の内容を確認するため、延べ840人の捜査員等に対して聞き取り調査を実施した。
- (3) 係運用は、旅行命令に基づき適正に旅行者に公金支出された後の個人の所有に帰した金の一部が、該当係の捜査員等の同意を得て、該当係員のための経費に運用されたものであり、公金の不正経理という問題ではない。
- (4) 係運用責任者は、係の中で指定された捜査員であり、係長の場合も係員の場合もあるが、請求人の主張する30所属の会計担当者ではない。
- (5) 平成16年5月以降、府費旅費は、旅行者の給与振込口座に指定金融機関から直接振込みが行われる制度に変更されたことから、係運用は廃止されている。

4 捜査員等の聞き取り調査

警察本部の説明及び関係書類の調査内容を検証するため、30所属から警察本部所属3課、京都市内の3警察署及び京都市以外の3警察署（南部、中部及び北部の警察署から各1カ所）について、生活安全部門、刑事部門及び交通部門の係を選定し、旅費受領代理人、係運用責任者である捜査員及び係運用していた係の複数の捜査員について、監査委員による聞き取り調査を行った。

なお、警察本部所属の3課については、本件請求以前に監査委員による聞き取り調査を既に実施していたことから、その結果を採用した。

(1) 旅費受領代理人からの聞き取り調査

ア 平成15年度当時、府費捜査旅費を含む府費旅費の受領は、現在のように各個人の給与振込口座へ口座振替する制度でなかったため、捜査員は旅費の受領を旅費受領代理人に委任していた。

旅費受領代理人への委任状には、あらかじめ捜査員等が自ら押印していた。

イ 旅行命令（3部複写になっており、1枚目は旅行命令書で、2枚目は旅費請求書、3枚目は旅行命令書 控兼請求書 控）は、警察本部では各課の庶務係長等、警察署では会計課長等が、日報、車両運行記録及び出張伺い等を確認して作成し、旅行命令権者の決裁を得て、その後、複写された2枚目の旅費請求書に旅行者から請求印（委任状と同一印）を求めるが、請求印は、捜査員が自ら押印していた。

なお、精算払の府費旅費は、概ね月2回にまとめて請求することになっていた。

ウ 旅費受領印は、旅行者が自ら押印していた。

(2) 係運用責任者からの聞き取り調査

ア 府費旅費の受領代理人への委任状には、捜査員等が自ら押印していた。

イ 府費捜査旅費の請求書には、旅行者が自ら押印していた。

ウ 旅費受領印は、旅行者が自ら押印していた。

エ 係運用については、係員の同意を得ていた。

オ 係プール金は、係員のための費用に使われ、係員も使途は知っていた。

(3) 係運用していた係の捜査員からの聞き取り調査

係運用責任者からの聞き取り調査結果と相違点は見いだせなかった。

第6 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件措置請求事項についての請求人の主張には理由がないものと認め、これを棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断理由について述べる。

1 事実関係の確認

監査の実施は、関係書類を調査するとともに、警察本部からの説明の聴取及び捜査員等からの聞き取り調査によって行い、その結果、次の事実を確認した。

(1) 平成15年度の府費捜査旅費の流れは、別紙のとおりである。

なお、別紙のうち、公金支出に係るものは、 から までであり、及び は、旅費受領代理人と各捜査員等との私的な旅費受領委任契約に基づくものである。

(2) 60係の府費捜査旅費に係る旅行命令、旅費請求書及び関係書類を調査した結果、不正請求の事実は、認められなかった。

また、委任状に押印された印と旅費請求印及び旅費受領印は一致しており、いずれの書類の押印も旅行者自らが押印していた。

(3) 60係の府費捜査旅費は、近畿圏以外への捜査出張に伴う高額旅費でかつ概算払ができたもの71万720円（すべて警察署所属の係）及び精算払したもの2,941万700円の合計3,012万1,420円である。

なお、概算払旅費については係運用の対象になっていない。

(4) 精算払旅費の内訳は、交通費及び宿泊料が827万8,010円、日当及び旅行雑費が2,113万2,690円であった。

交通費及び宿泊料は、精算払までの期間、係プール金から立替払を行っている係では、当然支出された精算払旅費の中から返済金に充当されているが、結果的には旅行者に交付されていると認められた。

- (5) 近畿圏以外への捜査出張に伴う高額旅費でかつ精算払になった場合（警察本部所属の係に多い）は、概算払との均衡上、日当を係プール金の対象にしていない係もあることから、上記の2,113万2,690円から若干の減額した額が係プール金の原資となったと推定されるが、平成15年度中に60係において委任状を提出した者の実数は850人であり、1人当たり係プール金拠出額は月額約2,000円であった。

2 判断

上記事実関係により検討すると、

- (1) 60系の府費捜査旅費については、

ア 府費旅費は、条例に基づき、旅行者に対して支払われることになっている。

イ 平成15年度当時の府費旅費の支払は、現在のように旅行者の給与振込口座へ直接振込が行われる制度はとられておらず、各職員があらかじめ府費旅費の受領を旅費受領代理人に委任し、府は、旅費受領代理人の府費旅費受領専用個人口座に口座振込を行う方法がとられていたが、この口座振込により公金としての支出は終了することとなる。

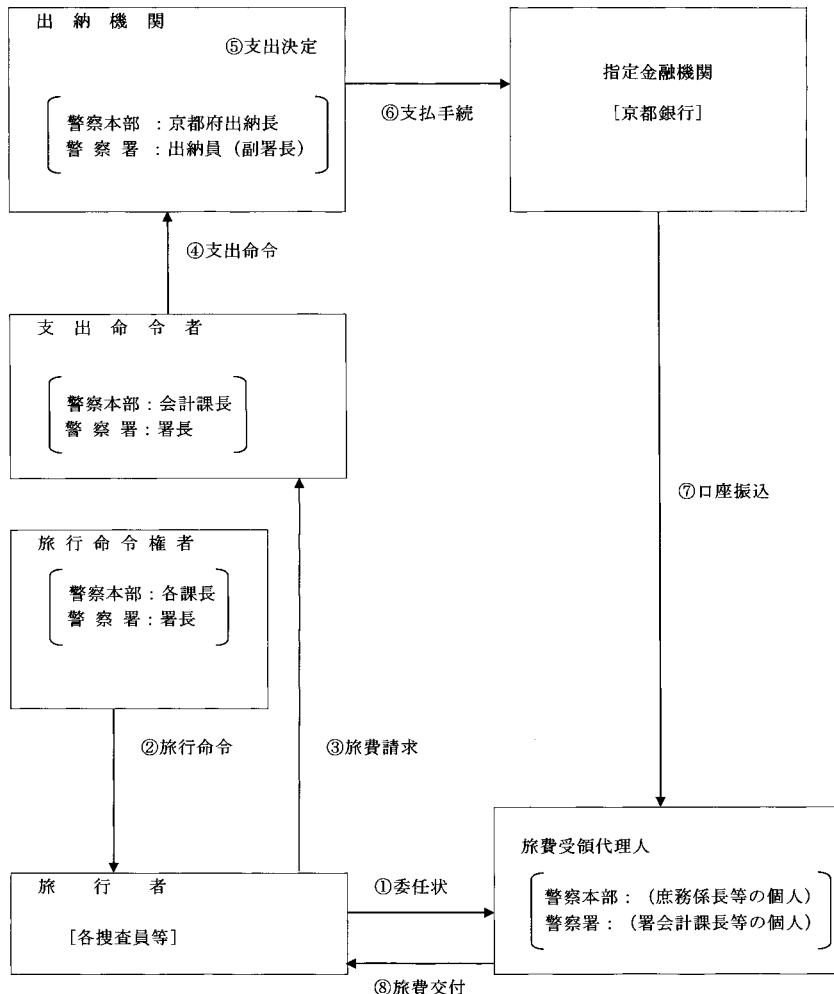
ウ 60系の府費捜査旅費には、不正請求など違法な公金の支出は認められず、条例等に基づき算出された額が、旅費受領代理人の府費旅費受領専用個人口座に口座振込されており、また、旅行者による旅費受領を証する押印も本人が押印していたと認められることから、府が損害を被った事実は認められない。

以上のことから、60系の府費捜査旅費の支出については、違法又は不当とするに足りる事由は認められない。

- (2) 係プール金については、公金支出後の個人の所有に帰した金の一部が係員の同意を得て係運用されてきたものであり、住民監査請求の対象となる公金支出に該当しない。

別紙

平成15年度 府費捜査旅費の流れ



注1 公金の流れ②～⑦
注2 ①及び⑧は、私的な受領委任契約